

一般社団法人宮崎青年会議所運営規程

第1章 例会に関する事項

1. 例会は原則として毎月15日に開く。
2. 例会の開会時刻は原則として19時とする。
3. 例会に出席したものは、会場の備付けてある出席表に署名する。
4. 出席の励行は各会員の責任において各委員長がこれに当たる。
5. 本会議所の公務出張で例会を欠席した場合又は当該月の他青年会議所の例会に出席した者については当該月の例会に出席したものとする。

第2章 委員会に関する事項

1. 委員会の設置は、毎年その事業計画に基づき理事会で決定する。
2. 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、セクレタリー若干名及び委員をもって構成する。
3. 正会員は本会議所の特別な役職(理事長、副理事長、専務理事、常任理事、直前理事長、特別役員)を除き全員いずれかの委員会に所属し事業活動に参加しなければならない。
4. 委員会への所属は会員への希望を勘案して、理事会で決定する。
5. 委員長は理事の中から理事長が理事会の承認を経て任命し、副委員長は委員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。
6. 委員会の構成は原則として1年ごとに解散する。
7. 各委員会において更に派生的小委員会の設置を必要とするときは、委員長は理事会の承認を得なければならない。
8. 委員長は、原則として、月1回以上の委員会を開かなければならない。
9. 委員会の議事及び活動報告は所定の様式による書面で当月末日までに事務局に提出しなければならない。

第3章 理事会に関する事項

1. 理事会は理事及び監事で構成する。ただし、監事は議決権を有しない。
2. 理事長は会日の5日前までに各理事、監事に対して理事会の目的たる事項、日時及び場所を明示した通知を發し、理事会を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合にあってはこの限りではないが事後承諾を必要とする。
3. 理事長が必要と認めた場合、正会員は理事会に出席し、発言することができる。
4. 前年度の理事会は任期満了後といえども次年度第1回通常総会の終結まで前年度の事業に関し必要な職務を果たさなければならない。
5. 次年度役員に選任されたものは、本年度中役員予定者として役員予定者会議を開催し、次年度の事業活動に必要な準備をするものとする。

第4章 常任理事会に関する事項

1. 常任理事会は理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
2. 常任理事会は理事会提出議案を事前に協議する。
3. 常任理事会は理事長が必要と認めるとき、理事長がこれを招集する。
4. 常任理事会は理事長が、その議長となる。

第5章 褒賞に関する事項

1. 褒賞は、その活動が青年会議所運営に顕著な功績があった委員会並びに青年会議所運動に顕著な功績があった個人を対象とする。
2. 選考の方法及び褒賞については、当該年度の理事会で決定する。

第6章 特別役員に関する事項

1. 正会員で直前理事長経験者の中より理事長が推薦し、理事会で承認を受けた者を、特別役員として置くことができる。特別役員は、理事長を補佐し、理事会、常任理事会に出席をする。ただし、理事会における議決権を有しない。

第7章 本規程に定めない事項

1. 本規程に定めない事項については全て理事会において決定する。